

「建築士サポートセンター」を開設します！

建築基準法・建築物省エネ法改正に係る各種申請手続きをサポートします

建築基準法・建築物省エネ法の改正法がR4.6月に公布、関係する政省令等が整った規定から段階的に施行され、R7.4月には全面施行を迎えます。

- ① 建築確認・検査手続きに係る審査特例（4号特例）制度の見直し
- ② 小規模木造建築物に係る壁量計算等の構造規定の見直し
- ③ 省エネ基準適合義務化

国土交通省では、改正法の円滑な施行に向けて、説明会、講習会等による周知とともに、申請者（建築士等）を個別にサポートできる体制を全都道府県において構築します。

この度、大阪府エリアにおきまして、「大阪府建築士会」、「大阪府建築士事務所協会」、「近畿建築確認検査協会」の3団体で、R7.1月より「建築士サポートセンター」を開設いたします。お気軽にご相談ください。

建築士サポートセンターの概要

●サポート内容：

〔申請図書関係〕

- ・新たに添付が必要となる図書等の種類及び記載方法
- ・完了検査時に提出が必要となる監理状況書類等の準備方法

〔構造関係〕

- ・壁量計算等の改正概要、設計支援ツールの参照や使用方法

〔省エネ関係〕

- ・省エネ適判の手続方法、仕様基準によるチェックや記載方法
- ・省エネ計算の種類と特徴
- ・外皮計算シート・Webプロの参照先・入力方法
- ・省エネ住宅ローン減税の申請書の記載方法

※これらは基準への適合性を確認するものではありません。

●サポート期間：令和7年1月6日（月）～実施

●サポート費用：無料（申込、WEBミーティングに係る通信費等は申込者負担）

●サポート申込方法

「建築士サポート」申込書に必要事項を記載の上、メールで事務局までお送りください。

[申込書はこちらをご確認ください](#)

[申込書記載例はこちらをご確認ください](#)

事務局：公益社団法人 大阪府建築士会

〒540-0012 大阪市中央区谷町3-1-17 高田屋大手前ビル5F

TEL：06-6947-1961 FAX：06-6943-7103

E-mail：info@aba-osakafu.or.jp